

第 4 回 消防用設備等点検報告制度のあり方に関する検討部会 議事要旨

- 1 日時：平成 29 年 9 月 28 日（木）10:00～12:15
- 2 場所：（一財）日本消防設備安全センター 第 2 会議室
（虎ノ門 2 丁目タワー10 階）
- 3 出席者
【部会員】 小林部会長、河野副部会長、田辺部会員、岡野部会員、佐々木（正）部会員、芳賀部会員、岡田部会員、木原部会員、鈴木部会員、金子部会員、谷山部会員、中西部会員、森部会員
【事務局】 鈴木課長、塩谷設備専門官、四維係長、伊崎事務官、吉岡事務官、馬場事務官
- 4 配布資料
資料 4-1：消防本部の取組事例
資料 4-2：小規模施設を対象とした点検報告の促進方策（案）
資料 4-3：自家発電設備の点検方法に関する改善（案）
参考資料 4-1：部会員名簿
参考資料 4-2：第 3 回検討部会議事要旨
参考資料 4-3：消防用設備等点検報告制度に係る留意事項等について（通知）
（平成 28 年 12 月 20 日付け消防予第 382 号）
参考資料 4-4：消防用設備等点検報告率の状況
参考資料 4-5：消火器の点検リーフレット（案）
参考資料 4-6：消防法における自家発電設備の点検基準等について

5 議事（○：部会員 ●：事務局）

はじめに、事務局から、前回議事要旨とその後の消防庁の取組について、参考資料 4-2 及び参考資料 4-3 に基づき説明。その後、各議題に沿って進行。

■点検報告率と消防本部の取組事例について■

参考資料 4-4 により、最新の点検報告率について説明し、資料 4-1 に沿って、点検報告率が上昇した消防本部の取組や、点検報告の不備事項への指摘に関する事例を紹介。

- 都道府県別の点検報告率について、数値が全国平均を下回っている都道府県は自ら認識しているのか。
- 都道府県予防事務担当者会議や各都道府県において消防機関が集まる講習会等において各都道府県の点検報告率について説明を行っており、都道府県や消防本部

においても把握していると考えている。

- 報告を定期的に行っている対象物は点検の結果も良好となるのか。結果が変わらないのであれば点検報告を促す意義がないということになるが、実際どうなのか。
- 当本部は管内人口 10 万人未満の消防本部だが、報告が常になされるところは建物関係者の意識が高く内容も不備があれば速やかに改善に動くが、未報告の建物については指導の末やっと報告されるが内容は不備が散見されるという傾向である。
- 具体的な定量的なデータがあると良い。(データがあれば) 報告率を上げるように働きかけやすくなる。
- 火災報告の中に、点検が適正に行われていたかどうかのチェック項目はあるか。その項目があれば、点検の適正な実施の有無と平均焼損面積との関係が把握できる。
- 全国的な統計ではそのような項目はないと思われる。
- 東京消防庁は把握しているか。
- 火災時に設備の使用の有無や奏功したかどうかの項目はあるが、点検していたかどうかは把握していない。
- 報告率の数字の羅列だけではなく、建物関係者への啓発が重要である。意識が高い建物は地震や火災時の被害が軽微で済んでいるのかどうか関心がある。
- 資料に記載されている取組事例は消防機関による指導の事例であるが、防火対象物の関係者による取組事例の紹介があると良い。消防機関の働きかけには限界がある。

■小規模施設を対象とした点検報告の促進方策(案)について■

資料 4-2 に基づき、小規模施設を対象とした点検報告の促進方策について、点検リーフレットによる方法、アプリを利用する方法の案を説明。

- 業者への聞き取りによると、小規模な飲食店の消火器点検費用は約 1 万円前後と想定され、費用面で点検が実施されないおそれがある。マンションが管理組合で一括して点検契約をしているのと同様に、個々の飲食店で点検契約するのではなく、飲食業組合で契約するという工夫も考えられる。また、消火器点検リーフレットを見たり消火器点検アプリを活用したりして飲食店の店主が自ら点検してもらうためには、簡単な作りである必要があり、消防本部からの働きかけも必要である。電子申請の実現には様々な課題があると思われるので、既に実施されている電子申請の事例を調べる必要があるのではないか。
- 電子申請の事例について今後調べていきたい。消防訓練の実施など簡易なものについてはメール等で受け付けている消防本部もあると聞いている。システムとして作り込もうとすると実現困難なため、アプリ等の簡易な方法で実現できないか検討している。
- 当社は、全国にあるチェーン店舗で、消防設備以外の設備も含めてメンテナンスを一括契約しており、その業者が消防設備点検業者に点検を依頼する方式をとっている。

点検報告率の向上のためには、やはり消防機関からの働きかけが重要である。

- 消防署に手続きに行くことが手間だと感じている現状を考えると、スマートフォンアプリによりITを用いて報告をするというようなことは、是非取り入れるべきだと思う。また、点検を実施している建物に対して適マークのような標章を貼付することで差別化を図るという施策も今後有効ではないか。
- 小規模施設の消火器に関して点検結果報告書や点検票の様式を簡易なものに変更するという方法もあるのではないか。そのためには、有資格者と無資格者の点検の範囲の議論が必要ではないか。
- 前回の検討会で、有資格者による点検を行う範囲について議論されたが、実際に1,000㎡未満で点検報告しているのは、ほぼ100%有資格者である。無資格者の点検を推進する場合、今回のようなアプリの開発など行政によるフォローが必要となり負担になることも考慮する必要がある。
- 有資格者による点検を行う範囲については、点検の実施状況だけでなく、消防用設備等が作動しないことによるリスクの大きさ等の様々な角度から考えて議論を進めていく必要がある。他方で、現行制度で無資格者が実施できる範囲の設備については、リーフレットやアプリを作成し、無資格者でも実際に点検できる環境を整えることが重要だと考えている。今後、消火器についてうまくいけば、特定小規模施設用自動火災報知設備や誘導灯など小規模な施設に義務付けられる設備に範囲を拡げていくことも考えている。
- 「小規模な施設」とは、150㎡未満と1,000㎡未満のどちらを想定しているのか。
- 150㎡未満を想定している。面積が大きくなると他の複数の設備の設置が義務付けられ、点検を業者に依頼することが想定されるので、その部分は対象としていない。
- 当消防本部では次のシステム改修にあわせて電子申請を進めようとしているが、印鑑に代わる電子署名に関して課題がある。
適マークのような標章について、例えばエレベーターは点検後に標章を貼付するようになっている。これと同じように消防設備の点検報告がなされている旨の表示や次回点検時期を知らせるような団体の制度ができないか今後検討していきたい。
- 防火対象物ごとにデータを管理して、建物関係者が点検の情報などを記入し、消防署へ報告する仕組みがあっても良いのではないか。
- システムで管理することも当初検討したが、システムはサーバーを構築する必要があり、小規模な消防機関において実現困難であることが想定され、現在の資料の案となった。電子申請については引き続き情報収集等を行い、検討を進めていきたい。

■自家発電設備の点検方法に関する改善（案）について■

事務局から、参考資料4-6に基づき、自家発電設備関連の法令、東日本大震災での内発協の調査、罰則規定について説明。その後、資料4-3に基づき自家発電設備

の点検方法（案）を説明。

- 代替点検については、現在安全センターが行っている点検資格者の講習で教えるのは難しい。内発協としては、この点検を実施するのは自家発電設備専門技術者のレベルを想定しているとのことであり、自家発電設備専門技術者の位置付けを点検制度でどのように取り扱うか考えることが必要ではないか。
- 現行の負荷運転の点検をなくすということではなく、代替点検を新たな点検として追加するものであるが、実施可能な環境を整えることは重要である。今後、安全センター及び内発協と検討したい。
- 東日本大震災における不始動・停止に関する資料を見ると、負荷運転をしていないことによる不始動・停止はないようであるが、そのような理解で良いか。
- そのとおり。負荷運転以外の点検をしていれば十分発見できた内容の不具合であったと聞いている。負荷運転を実施していないという問題とは関係がない。
- 負荷運転の他に擬似負荷運転もあるが、無負荷運転と追加項目による代替点検を組み合わせるとはどうかという提案で良いか。
- そのとおり。無負荷運転は現状、半年に1回の機器点検で行うことになっている。周囲に影響せずに点検可能なため、無負荷運転は問題なく実施されている。現状、無負荷運転を繰り返すことによる火災等については報告されておらず、未燃燃料について機器点検における5分から10分程度の運転時間では、未燃燃料の堆積はさほどではないと考えている。

■その他■

- 点検の「半年に1回」報告の「1年に1回」又は「3年に1回」という規定について、今後、年度単位で捉えて指導していくことはできないか。そうすれば、次年度の点検のお知らせをして、事業者における予算上の措置もとりやすいのではないか。
- 報告周期の具体的な運用は各消防本部で行われていると承知しているが、1年を1日過ぎたら違反とは捉えておらず、程度の問題はあるが、年度で捉えて指導することも可能ではないかと考えている。

以上